

新見市内に空き家をお持ちの方へ

空き家を売りたい人や
貸したい人を募集しています



新見市空き家情報バンク に登録しませんか？

新見市では、空き家の有効活用と定住促進による地域の活性化を目的として、『空き家情報バンク』を運営しています。

空き家情報バンクとは、新見市内にある空き家の所有者からの申込みにより、空き家情報を登録し、県内の不動産業者などと連携しながら、市のホームページなどで公開し、空き家の利用希望者に紹介する制度です。

1

登録するメリット

○累計成約件数約 140 件！

○多くのホームページで紹介！

市の空き家情報バンクHP、全国版空き家情報バンクHP、不動産情報サイト「住まいる岡山」、不動産業者HPなど

○移住交流支援センターと連携！

利用希望者のニーズを把握し、紹介しています。市内転居者が購入する場合も。

○不動産業者が仲介！ *物件の状態などによっては、仲介なしとなる場合があります。

契約や登記などの手続きはお任せ。

○農地・山林付き物件について

家庭菜園などをしながらの田舎暮らしを希望する人が増えています。

※農地を売却する場合は、農業委員会の許可が必要です。

2

登録時のポイント

○早めの決断を！

空き家は老朽化が進むと、売買や賃貸が難しくなります。

○家財について

原則、処分を行っていただきますが、売買や賃貸を行う際に、どうするかを決めることもできます。

○空き家活用の補助制度があります！

空き家の購入・改修・家財整理に対する補助制度を活用して、購入の後押しに。

※老朽化等により、損傷が激しい物件や建物・土地の所有権の移転登記が完了していない物件は、登録できません！

随時、募集中！



にーみん

問い合わせ先

■新見市役所 移住・定住推進課■

〒718-8501 岡山県新見市新見310-3

TEL:0867-72-6114 FAX:0867-72-6181

MAIL:iju213@city.niimi.lg.jp

ホームページ:

新見市 空き家バンク

で検索

3

登録～成約までの流れ



1 物件登録の申込み

- 次の提出書類を郵送（又は直接持参）してください。
提出書類：「新見市空き家情報バンク登録申請書（様式第1号）」
「承諾書（様式第2号）」
- 書類審査と現地調査（外観確認）後、空き家バンクに登録します。
※既に不動産業者と媒介契約を結んでいる物件は、登録できません。
- 空き家バンク登録後、登録物件の下見会への参加を希望する不動産業者を募集します。

2 下見会（内見）の開催

- 物件所有者・（仲介希望不動産業者）・市（移住交流支援センター）の担当で登録物件の下見会（室内の状態確認、写真撮影など）を行います。
- 下見会終了後、参加した不動産業者から物件の仲介希望の申込みを受け付けますので、その中から、仲介を依頼したい不動産業者1社を選定してください。

※募集の結果、不動産業者から仲介希望の申込みがない場合
（もしくは不動産業者との契約を希望しない場合）は仲介なしの4'に進む

仲介あり

3 不動産業者と媒介契約を締結

- 選定した不動産業者と専属専任媒介契約（または専任媒介契約）を締結してください。

HPへ掲載（市・全国版・
住まいる岡山・不動産業者）

4 入居希望者への物件案内

- 不動産業者が入居希望者からの問い合わせを受けます。
現地案内などの日程調整は、不動産業者が行います。

5 成約 ※仲介手数料が必要です

- 不動産業者の仲介により、入居希望者と売買（もしくは賃貸借）契約を締結してください。

仲介なし

HPへ掲載
（市・全国版）

4' 入居希望者への物件案内

- 市（移住交流支援センター）が入居希望者からの問い合わせを受けます。
物件の内覧希望があった場合は、ご連絡しますので、当事者間で日程調整を行っていただきます。

5' 成約

- 当事者間で条件を交渉のうえ、売買（賃貸）に関する取り決めを行ってください。

※市は交渉や契約には関与しません。

※購入者とのトラブルを避けるために、売買（賃貸）等の契約にあたっては、専門家（不動産業者や司法書士など）に依頼することをお勧めします。